

第十回国会 農林委員會議録第三十四号

(六四九)

昭和二十六年五月十六日(水曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 千賀 康治君

理事野原 正勝君 理事松浦 東介君

理事小林 運美君

宇野秀次郎君 遠藤 三郎君

小笠原八十美君 小淵 光平君

河野 謙三君 中馬 辰猪君

中垣 國男君 原田 雪松君

平野 三郎君 木村 榮君

中村 寅太君

出席政府委員

厚生技官(公衆衛生局長)

農林技官(農林政務次官)

農林事務官(畜産局長)

林野庁長官

委員外の出席者

議員

厚生技官(公衆衛生局長)

生局環境衛生部

乳肉衛生課長

農林事務官(林野庁長官)

部長

専門員

専門員

専門員

専門員

専門員

専門員

専門員

専門員

専門員

専門員

専門員

改正する法律案(野原正勝君外二名提出、衆法第四六号)
畜犬競技法案(原田雪松君外百二十名提出、衆法第五四号)
畜産品の衛生に関する件
○千賀委員長 これより農林委員会を開会いたします。
昨日日本委員会に付託になりました原田雪松君外百二十名提出、畜犬競技法案を議題といたし、審議に入ります。まず本案の趣旨につきまして提案者の説明を求めます。原田雪松君。

畜犬競技法案

(この法律の趣旨)

第一條 この法律は、畜犬の能力検査を行い、畜犬その他の動物の改良増殖及び輸出の促進を図り、且つ、動物愛護に寄與するとともに、地方財政の改善を図るために行う畜犬競技に關し規定するものとする。

(畜犬競技の施行)

第二條 都道府県は、その議会の議決を経て、この法律により、畜犬競技を行うことができる。
2 前項の規定により畜犬競技を行う都道府県(以下「畜犬競技施行者」という。)以外の者は、優勝投票券その他これに類似するものを発売して、畜犬競技を行つてはならない。

(畜犬競技の実施の委任)

第三條 畜犬競技施行者は、その議

会の議決を経て、且つ、農林大臣の認可を受けて、畜犬競技の実施を当該都道府県に設立する畜犬改良会に委任することができる。

(畜犬の虐待防止)

第四條 畜犬競技は、出場する畜犬を虐待することになるような方法で行つてはならない。
2 畜犬競技に出場する畜犬は、出場する直前に、政府又は地方公共団体の職員でない獣医師の検査を受け、健康で、いかなる薬品の作用も受けておらず、且つ、出場するのに適しているものであることを証明されなければならない。

(畜犬競技場)

第五條 畜犬競技は、畜犬改良クラブに登録された畜犬競技場で行わなければならない。
2 畜犬競技場の数は、都道府県ごとに各一箇所とする。但し、畜犬競技に出場する畜犬の数のその他の事情を考慮して農林大臣が指定する都道府県にあつては、二箇所とする。

(入場料)

第六條 畜犬競技施行者は、畜犬競技を開催するときは、入場者から入場料を徴収しなければならない。

(優勝投票券)

第七條 畜犬競技施行者は、一口金二十円の優勝投票券を券面金額で発売することができる。
2 畜犬競技施行者は、前項の優勝投票券五枚分を一枚をもつて代表

する優勝投票券を発売することができる。

(優勝投票券の購入等の禁止)

第八條 左の各号の一に該当する場合には、優勝投票券を購入し、又は譲り受けてはならない。
一 畜犬競技に關係する政府職員及び畜犬改良クラブの役員にあつては、すべての畜犬競技について

二 畜犬競技に關係する都道府県員にあつては、当該都道府県が行うすべての畜犬競技について

三 畜犬改良会の役員及び畜犬競技に關係する指導員並びに競技の役員その他の畜犬競技の運営に従事する者にあつては、当該畜犬競技について

(拂戻金)

第九條 畜犬競技施行者は、優勝投票的中者に対し、その畜犬競技についての優勝投票券の売上金(優勝投票券の発売金額から第十一條の規定により返還すべき金額を差し引いたもの。以下同じ)の額の百分の七十五以上の金額の拂戻金を当該優勝畜犬に対する各優勝投票券にあん分して交付する。

2 優勝投票的中者のない場合における売上金は、その金額の百分の七十五以上の金額を、当該畜犬競技における優勝畜犬以外の出場した畜犬に投票した者に対し、各優勝投票券にあん分して拂戻金として交付する。

3 前二項の規定により優勝投票的中者又は優勝投票券を購入した者に交付すべき金額の算出方法及びその交付については、省令で定める。

第十條 前條の規定により拂戻金を交付する場合において、その金額に一円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

2 前項の端数切捨によつて生じた金額は、畜犬競技施行者の収入とする。

(投票の無効)

第十一條 優勝投票券を発売した後、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その投票は、無効とする。
一 出場すべき畜犬がなくなり、又は出場すべき畜犬が一のみとなつたこと。
二 畜犬競技が成立しなかつたこと。
三 畜犬競技に優勝畜犬がなかつたこと。

2 発売した優勝投票券に表示された畜犬が出場しなかつた場合は、その畜犬(第一等及び第二等となつた畜犬をその順位で一組として優勝畜犬とする優勝投票法(以下「連勝式優勝投票法」という。)に於ては、その畜犬の属する組)に対する投票は、無効とする。連勝式優勝投票法において同一の連勝式番号をつけられた畜犬を一組とした場合において、表示された畜犬

五月十五日

畜犬競技法案(原田雪松君外百二十名提出、衆法第五四号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

農漁業協同組合再建整備法の一部を

のうちいずれか一の畜犬のみが出場したときは、その組に対する投票について、同様である。

3 前二項の場合においては、当該優勝投票券を所有する者は、畜犬競技施行者に対してその券面金額の返還を請求することができる。

第十二條 第九條の規定による拂戻金又は前條の規定による返還金の債権は、三十日間行わないときは、時効によつて消滅する。

(出場畜犬)

第十三條 畜犬競技に出場する畜犬は、第十四條に規定する指導師の訓練を受けたものであつて畜犬改良クラブに登録されたものでなければならぬ。

2 前項の畜犬は、当該畜犬の飼養者の住所の都道府県が行う畜犬競技以外の畜犬競技に出場させてはならない。但し、省令で定める種類の畜犬競技に出場する場合には、この限りでない。

(指導師)

第十四條 畜犬改良クラブの行う講習を修了し、畜犬改良クラブに登録された指導師でなければ、畜犬競技に出場する畜犬を訓練し、又は畜犬競技に出場することはできない。

2 前項の登録を受けた指導師でなければ、指導師という名称を用いてはならない。

(畜犬競技施行者の収入)

第十五條 畜犬競技施行者は、優勝投票券の売上金額の百分の二十五以内の金額を自己の収入とすることができる。

(納付金)

第十六條 畜犬競技施行者は、前條の規定により自己の収入とすべき金額の中から優勝投票券の売上金額の百分の三に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

2 政府は、前項の規定により納付された金額の中から、犬の伝染病の予防その他家畜の衛生向上、動物の虐待防止、作業犬の指導、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第六十九條(天然記念物の指定)の規定による天然記念物として指定された動物の保存及び家畜の登録事業等に関し必要な経費として支出しなければならない。

3 前項の規定の適用に関し必要な事項は、省令で定める。

(畜犬競技施行者の収入の使途)

第十七條 畜犬競技施行者は、第十五條の規定により自己の収入とすべき金額から前條第一項の規定により納付すべき金額及び畜犬競技の開催に関する経費を差し引いた残額の中から、その残額の四分の一に相当する金額を下らない金額を、同條第二項に掲げる事項に關し必要な経費として支出するものとする。

2 前項の畜犬競技の開催に関する経費について必要な事項は、政令で定める。

(畜犬改良会及び畜犬改良クラブ)

第十八條 畜犬改良会は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條(公益法人の設立)の規定により設立される法人とする。

2 畜犬改良会は、左の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

一 社員の数が省令で定める数以上であること。

二 各社員が省令で定める品種の畜犬のうちいずれかの品種のものを所有し、且つ、総社員の所有する畜犬の総数が省令で定める数以上であること。

三 役員が左に掲げる者に該当していないこと。

イ この法律、競馬法(昭和二十三年法律第五十八号)、自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)、小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号)又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二編第二十三章(と博及び富くじに関する罪)の罪を犯して罰金以上の刑に処せられた者

ロ イに規定する者を除き、禁以上上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつてから二年を経過しない者

イ 禁治産者及び準禁治産者

3 畜犬改良会以外の者は、その名称中に畜犬改良会又はこれに類似する文字を用いてはならない。

4 すべての畜犬改良会は、畜犬競技場、畜犬競技に出場する畜犬及び指導師の登録その他畜犬競技の実施の調整、指導師になろうとする者に対する講習、畜犬競技に出場する畜犬の訓練並びに畜犬の改良増殖に関する事項の振興を目的とする畜犬改良クラブを設立しなければならない。

5 第二項、第二項第三号及び第三項の規定は、畜犬改良クラブに準用する。この場合において、第三項中「畜犬改良会」とあるのは「畜犬改良クラブ」と読み替へるものとする。

(畜犬競技場内の取締)

第十九條 畜犬競技施行者は、畜犬競技場内の秩序を維持するため、入場者の整理、畜犬競技に関する犯罪及び不正の防止並びに畜犬競技場内における品位及び衛生の保持について必要な措置を講じなければならない。

第二十條 畜犬競技施行者は、畜犬競技の公正を確保し、又は畜犬競技場内の秩序を維持するため必要があるときは、左の各号に掲げる処分をすることができる。

一 畜犬の出場を停止すること。

二 飼養者若しくは指導師に対して戒告し、又は指導師が畜犬競技に關與することを停止すること。

三 入場を拒否し、又は入場者に對し畜犬競技場外への退去を命ずること。

第二十一條 農林大臣は、必要があると認めるときは、当該職員に、畜犬競技に関する事務所又は畜犬競技場に立ち入つて、畜犬競技場内の秩序を維持し、その他畜犬競技の公正を確保するため必要な事項につき、畜犬競技施行者に対し、指示をすることができ。

2 前項の場合には、農林大臣は、当該職員にその身分を示す証票を携帯させ、関係人の請求があつたときは、これを呈示させなければならない。

(優勝投票券の発売の停止等)

第二十二條 農林大臣は、畜犬競技施行者、畜犬改良会若しくは畜犬改良クラブが、この法律、この法律に基いて発する命令若しくはこれらに基いてする処分違反したとき、又は畜犬競技場内の秩序を維持し、その他畜犬競技の公正を維持するため必要があるときは、当該畜犬競技施行者、畜犬改良会又は畜犬改良クラブに対し、優勝投票券の発売の停止その他必要な措置を命ずることができる。

2 農林大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を通知して、当該畜犬競技施行者、畜犬改良会又は畜犬改良クラブに対し、公開による聽聞をしなければならない。但し、急遽を要する場合には、事後に聽聞をすることができ。

(設立許可の取消)

第二十三條 農林大臣は、畜犬改良会又は畜犬改良クラブが左の各号の一に該当する場合には、民法第三十四條の規定による当該法人の設立の許可を取り消すことができる。

一 畜犬改良会又は畜犬改良クラブが第十八條第二項各号の一(同條第五項において準用する場合を含む。以下同じ)に掲げる要件を欠くに至つたとき、又は許可当時第十八條第二項各号の一に掲げる要件を備えていなかったことが判明したとき。

第二十六條 この法律に定めるものの外、畜犬競技に出場する畜犬の品種に関する事項、畜犬競技の開催回数及び開催日数に関する事項、畜犬競技の種類、種目及び方法に関する事項、畜犬競技場、畜犬競技に出場する畜犬及び指導師の登録基準その他の登録に関する事項、畜犬改良クラブが指導師にならうとする者に対して行う講習に関する事項その他この法律の施行に關し必要な事項は、省令で定める。

2 前項に規定する者が、その職務又は競技に関して、賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは

今回畜犬その他の中小動物に関する
国、地方公共団体の積極的な施策を推
進し、あわせて地方財政を改善する目的

[illegible]

立される畜犬改良クラブへの登録義務を課してあるのであります。

第三に畜犬競技の施行者は、一口二十円の優勝投票券を発売し得ることといたしておりますが、その投票方法、禁止事項等は競馬と大同小異でございます。しかし優勝投票券の売上げ金額のうちから自己の収入として得るいわゆる控除率は、百分の二十五以内とし、この収入の中から、百分の三に相当する金額を国庫に納付しなければならぬこととし、政府はこの納付金の中から犬の伝染病の予防その他家畜の衛生向上、動物の虐待防止、作業犬の指導、天然記念動物の保存、家畜の登録事業等に必要経費を支出することといたしております。さらに、畜犬競技施行者は、百分の二十五の収入金額の中から、右の国庫納付金、並びに畜犬競技の開催に関する経費を差し引いた残額の中から、その残額の四分の一に相当する金額以上の金額を、さきに掲げました犬の伝染病の予防その他家畜の衛生向上、動物の虐待防止、作業犬の指導、天然記念動物の保存、家畜の登録事業等に必要経費として支出することにしてあるのであります。

なお、現下の経済事情にかんがみまして当分の間本法施行後輸入された畜犬は、競技に出場できないことといたしております。

以上がこの法律案の大体の趣旨内容でございます。何とぞすみやかに御賛同賜わらんことをお願いする次第でございます。

○千賀委員長 本案に対する質疑は次会よりこれを行うことといたします。

○千賀委員長 次に農漁業協同組合再

建整備法の一部を改正する法律案を議題といたし、質疑を行います。中垣委員。

○中垣委員 農漁業協同組合再建整備法の中に林業を加えるという改正案につきましまして、昨日の提案者の御説明でよく承知したのであります。いまだ少し具体的にお尋ねしてみたいと思ひます。

まず第一点であります。林業の再建整備の必要な現状につきましまして一応御説明をお願いしたいと思います。次にその再建整備の方法でございますが、どういう方法でやりやうなろうと思ひのか、その点を御説明願ひたいと思ひます。

○野原委員 このたびの農漁業協同組合再建整備法は、すでに改正前の農漁業協同組合再建整備法案の審議の際にいろいろと審議を盡したのであります。林業につきましてもまづ同様趣旨によるものであります。すなわち今までの協同組合の状態というものは、非常に経営が苦しくなつておりました。これひとり農漁業協同組合の方でも同じような現象であつたのであります。これは終戦後の経済の混乱期の中に、従来森林組合が国家の代行機関として、たとえば薪炭等に対する政府事業の代行をやつておつたのであります。そういうような政府の代行機関として果してやりやうな仕事、その後政府が薪炭特別会計をやめたという関係で、今までもつと引續いてやつておつた仕事、急に中止になつたというわけ、これまで非常に活発な経済行為をしておつたのがとめられた関係もありまして、そういう混乱期の中に、また

特に赤字が非常に多いというふうなことにござりまして、それに対しては政府ではいろいろと考慮を加えて、薪炭特別会計の締結を止めたわけでありまふけれども、組合にとりましては、それがやかり一種の致命傷のような状態になつたわけでありまして、その後司令部からの勧告がありまして、昨年の二月十五日に総司令部から、従来のような森林組合を新しい協同組合の方式でやるやり方にすみやかに切りかえるべきである。従つてそれまでは認めるけれども、従来のよう経済行為はなるべく中止するようにという勧告があつた。それによつて、組合の整理あるいはその他のために、組合の強化をはかつて大いにやろうと思ひおつたところが、これまた新しい経済行為が不可能になるというふうな関係で、まづ「赤字がふえる」というような段階にあつたのであります。農漁業協同組合は農漁業から受給した仕事であります。森林組合の方は農漁業と違ひまして、解散ということはないのであります。やはり同じような経済環境のもとに非常に赤字がふえて行く。赤字がふえたなら出資金をふやせばよいじゃないかということになります。何しろ農山村は非常に経済能力がないのであります。一口わずか三十円の出資で、平均して大体六口くらいを組合員が持つております。これがあのインフレ時代の農村の多少金まわりのよかつた時代ならば、ある程度の増資ができたのでありますけれども、何しろ最近是非常に不況でありまして、組合員に対しては増資をお願いいたしましても、なか／＼増資は困難であります。これに対しては政府が利子の

補給をしてやるとか、あるいはまた増資に対して奨励金を拂うというふうなことを考へまふと、うまく行かないのであります。そこで農漁業協同組合の再建整備と同じような方法で、増資に對しましても補助金を拂う、あるいはまた利子の補給もしてやうというふうなものであります。こまかな数字上のことはここに林野庁の経済課長が来ておりますから、経済課長からお話を願ひますが、そういう意味合いで、私も大体増資の方は向う五箇年間にすべての増資を終りたい。それからまた利子の補給も三箇年以内に補給を終つて、そしてそれまでの間にきつぱりに今までの一切の赤字を整理いたしまして、ほんとうの実のある組合にして、その強化をはかりたいと思ひております。

○中垣委員 ただいまの御説明で非常によくわかつたのであります。内容において、たとえば金額はどのくらいになるか、そういうことをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○武田説明員 ただいまの御質問に對しまして、具体的な数字に基きまして御説明を申し上げたいと思ひます。森林組合は、ただいま野原委員から御説明がござりましたように、戦争中以來、出資額につきまして増資が非常に困難な状態にあります。さらに終戦後、現在の森林組合が統制管理の組合であります関係から、団体民主化の線といささか背馳する線がありまして、そういう意味合いからも、出資の一口の金額を増加することにつきまして、今日まで単位組合の出資一口の金額は、三十円に限定をいたされてお

ます。それから連合会の方の出資一口の金額も、五百円に限定をいたされておるのであります。かような関係から、現在の事業の状態から行きまして、はなはだしく出資額が不足しておる状態でありまして、今回の再建整備の對象といたしまして、資本金を増加する必要があると考へております。額は、森林組合におきまして八億五千四百万円程度、それから連合会におきましては二億六千八百万円程度の増資をぜひとも必要といたすという状態でございます。この増資額は、五年間これだけのものはぜひとも実現をいたしたいという考へ方でありまして、これだけの金額を増資いたしまして、二十年以降五箇年間に置きまして、合計一億二千二百万円の増資奨励金を必要といたすという考へ方をいたしてあります。なおそれを、昭和二十六年度におきましては三千四百万円余りを予定をいたしてあります。

増資の方は、以上のような計画のもとにこれをはかつて参りたいと考へるのであります。さらに現在の森林組合並びに連合会におきましては、資金が非常に固定化をいたしておるものが多いのであります。この固定化資金の内訳をいたしまして、一つには固定化しております在庫品と、債権の固定化いたしましたものと、二つにわけることができるとありますが、森林組合系統におきましては、在庫品の固定化をいたしておるものはほとんどないという状態でありまして、もつぱら債権が取立て困難に陥つておる。焦げつき債権が多いのであります。これが、現状におきまして、森林組合におきましては

三億八千六百万円、森林組合連合会におきましては四億二千七百万円余とい

うものが、固定化をいたしておるの

であります。これをできるだけ、増資計

画を実現いたしますのと並行いたしま

して、流動化に拍車をかけて参りたい

と思つておるのでありますが、このた

めにも、この際といたしまして、ぜひ

ともこの固定化資金に對して利子補給

をいたしまして、その負担をできるだけ

軽減して参りたいと考えておるので

あります。その固定化資金を流動化

いたして参ります計画としては、二十

六年度から二十八年度まで三箇年間に

これを実現して参りたいという考え方

「なし」と呼ぶ者あり

○千賀委員長 それでは、畜産に關す

る件につきまして調査を進めます。

本日は、厚生省の公衆衛生局長の出

席を求めまして、畜産品、特に牛乳等

に關する衛生と農家経済との面につ

て、質疑を進めることにいたします。

質問の通告がございます。これを許し

ます。河野委員。

○河野委員 まず厚生省の方に伺

いたのですが、乳並びに乳製品の出

分規格の省令を決定するにあたりま

して、学識経験者であるとかまたその他、

関係各省とよく御連絡の上になさいま

したかどうか、伺いたいと思ひます。

○山口(正)政府委員 お答えいたしま

す。この省令を制定いたしますにあ

たりまして、ただいまお尋ねの学識経験

者の意見は、いろいろ伺つて制定した

のでございます。関係各省との正式の

折衝は、当時諸般の情勢で折衝の時間

がございまして、正式の折

衝はいたしておりました。関係課でい

ろいろ打合せをいたしたのでありま

す。

○河野(謙)委員 学識経験者とお打合

せなさつたと申しますが、これを具体

的に伺いたいと思ひます。たとえ生

産者団体また農家、こういう真の経

験者のどういふ方々打合せをなさつ

たか、伺いたいと思ひます。

○阿曾村説明員 生産者側の方々のお

集まりは願ひませんでした、主とし

て学識経験者としたしまして、学校関

係の先生方、あるいは技術関係の、た

とえば現在ありますところの乳製品の

技術協会の方々、こういう方々にお集

まりを願ひまして、いろいろとお打合

せをしたのであります。結局生産者側

の方々のお集まりは願ひませんでした

た。

○河野(謙)委員 学識経験者、特に学

校の先生とかいふお話がありました

が、私は名前を伺いたいと思ひます。同

時に、その方々がこの省令について全

幅の賛成をされたかどうか、これに疑義

を持たれたかどうか、この打合

せの内容をお伺いしたい。時間の関係

上それはあとでよいのですが、もし賛

成されたらどういふ先生が賛成された

か、どうして生産者と打合せをされな

かつたか、あまりに実情に浴われない

省令で、これは生産者の意見を聞かれ

ないところに私は出発点があると思ひ

ます。どういふ学識経験者と打合せを

なさつたか、名前を教えてください。

○阿曾村説明員 学校関係では東京大

学農学部、農学部、同じく農学部の

津野助教、それから技術協会の方

からは守尾さん、それから藤井さん、公

衆衛生院の松井技官、同じく中野技

官、それから東京都の北浦技官、た

だいま記憶いたしておりますのはその程

度であります。正確には後ほど調査

いたしまして提出したいと思ひま

す。

○河野(謙)委員 これらの方々と打合

せをされた記録でもあれば見せてもら

いたのですが、一体これらの方々

は、この省令に全幅の賛成をされまし

たか、それを伺いたい。

○阿曾村説明員 全幅的な賛成はいた

されませんでした。

○河野(謙)委員 そうしますと、これ

はまったく厚生省独自の立場でおやり

になつた、こういうことですか。

○阿曾村説明員 その間にいろいろな

事情がございまして、実はこの省令の

制定にあたりましては、関係方面から

の技術的な強い指示がございまして、

一応の案がございまして、その原案に

基いていろいろと学識経験者の意見を

求めたのです。私たちとしては、それ

でございまして、関係方面と折衝いたしたので

あります。結果といたしましては、

必ずしもその学識経験者の意見が

一部は取入れられた面もあつたが、

取入れられなかつた面もあつたとい

うことになつております。

○河野(謙)委員 そうしますと、一口

に言つて、関係方面から押しつけられ

た、こういうことになるのですか、そ

れほど重要な、厚生省すらも納得が行

かないような省令を出す場合に、どう

して関係の農林省とお打合せをされ

なかつたか、先ほど非公式というお話が

ありましたが、私は農林省にはあとで

伺ひますが、農林省となぜ打合せな

かつたか、農林省と両方の責任において

あなたの方には受けられたらいいじや

ないですか。

○山口(正)政府委員 ただいまのお尋

ねの点でございまして、農林省の方と

私どもの方と事前に打合せしなかつた

ということにつきましては、非常に私ど

もその点申訳ないと思ひます。ござい

ます。当時、ただいま乳肉衛生課長から

もお答え申し上げましたように、いろ

いろな事情もございまして、業者の方

方の御意見も関係方面でいろいろ、直

接聞かれ、私どもの方といたしまして

も、業者の方々、あるいは農林省の方

方と十分に折衝すべきであつたと思ひ

ます。その間時間がございましてした

ので、そういう点不十分な点がありま

したことを、まことに申訳ないと思ひ

ます。でございまして。

○河野(謙)委員 今お話のあつた事情

によつて農林省と打合せしなかつた、

その事情というものはどういふので

す。それと同時に、一番大事な乳をし

ぼる生産者と打合せしなかつた、生産

者の声を聞かなかつたのは何か理由が

あります。それを伺いたい。

○山口(正)政府委員 当時、関係方面

から原案を示されまして、それが先ほ

ども申し上げましたように、時間的に

お打合せする時間がございましてし

たので、特別折衝してはいかぬとい

ふうなことはございましてし

たので、時間的に余裕がございませ

んでしたので、十分その時間にお打合

せできなかったといふうな状態にな

つておるのでございまして。

○河野(謙)委員 くだいようですけれ

ども、時間的とか時間的には私は物理

的に不可能と思ひます。学識経験者と

打合せができるならば、農林省と同時

に打合せができるはずだ。何か非常

に押しつけられて、農林省と相談して

はいかぬとか、生産者の声はうるさ

いから聞いてはいかぬとかいふ話があ

つたのですか、もし関係方面との関係で

打合せの内容を公開の席上で公表でき

ないなら、秘密会にしても、大事な問

題ですから伺ひたい。これをもう少し

納得の行くように話していただきた

と思ひます。

○阿曾村説明員 今御指摘になりました

たような、生産者側と相談してはい

かぬとか、あるいは農林省と相談して

はいかぬとかいふようなことは、関

係

係

係方面からは別に指示はありませんでしたけれども、あの原案を示されまして、たまたまにおきましては、いろいろな関係で、非常ないろいろな伝染病の流行した当時でありまして、できるだけ早くあつたものをとくらなければいけません。いづまでもというふうな時期的に制約された一応の口頭的な指示があつたわけでありまして、それでできるだけ各方面と折衝するのあたりまえなんです。先ほどから申し上げておきますように、そのために時間的の余裕がなかつたということになつてゐるのであります。

○河野(總)委員 おかしいですね。この学識経験者に聞いても必ずしも養成されない。従つてあなたの方でもおそろく納得された省令ではないと私は思う。こういうふうな省令を出す場合に、これが天下だれ一人としてこの省令に異論をはさまないというふうな明白な事実の上に立つての省令なら別ですよ。しかしあなたの方自身納得が行かない、関係方面から押しつけられた、学識経験者に聞けば異論があつた、こういうふうなものについては、いかに時間的にどうであらうと、当然その関係生産者なり、まず第一に農林省に何うべきだ。政府においてはおよそ関係省令は、すべて関係各省と相談するということは例外なしにやられてゐる慣例だと思ふ。特にこの異議のある省令を、関係省である農林省とも相談しない、生産者とも相談しない。これはわれ／＼は厚生省の作爲によつてこういうことをやつたという以外に、あなたの方の御説明では断定せざるを得ないのでありますが、作爲でやつたのではないという、何かわれ／＼

を納得させる御説明ができるなら、もう一ぺんやつて下さい。

○阿曾村説明員 御納得が行かないようでありまして、別に作爲とか何とかいふことではありません。結局時間的に全然余裕がなかつたといふことが最大原因なのであります。いろいろ／＼という点が非常にいかにぬのかといふことをもしも御指摘願へれば、非常にありがたいと思ひます。

○河野(總)委員 私はそれを今これから聞くのだが、そういうことを聞く前に、あなたにまずこういう異論の多い省令を、農林省となぜ相談しなかつたかと聞いてゐる。もつとこまかく聞きますよ。一体この省令を出すにあつて、何月の何日からこの省令の扱いを始めて、何日まで決定したかといふその日数を言つて下さい。まさか今日命令があつて今日きめたわけではないでしよう。物理的に相談ができないなどという説明は絶対にできないはずだ。これを説明してください。いつこの省令をあなたの方で扱い始めて、いつ決定したか、その間の日数を知らせてください。

○阿曾村説明員 向うから原案を示されたのが、たしか去年の六月の初旬ころであつたと思ひます。その後向うの方に命ぜられて、毎日各項目ごとに向うの原案についてこちらの考えを話して、折衝を重ねたわけでありまして、正式にこの省令の出したのは十月十六日であります。

○河野(總)委員 これは別の機会に大臣なり次官なりから答弁を求めることにいたします。

次に少しく二、三伺つてみたいと思ひます。アメリカの方の考え方が非常に

に強いと思ひます。あなたの方は御存じでしようがアメリカの畜産のえさの事情と、日本のえさの事情とはまったく違ふといふことがまず第一にある。参考までに申し上げますが、アメリカは穀物の全收穫量の三分の二くらいはえさに使つてゐる。わずかに三分の一くらいを直接人間の食ひものとして、アメリカ人の口に持つて行つてゐるという関係にある。そういう関係のえさの事情に置かれてゐるところのアメリカの畜産、またそれによつて出て来るところの乳その他の畜産品と、日本のような、濃厚飼料の大部分を輸入してわずかに畜産をやつてゐるところの畜産とは、まったく事情が違ふのであります。食ひものが違ふ。それを、アメリカの畜産をそのまま持つて来て、アメリカの乳製品その他の畜産の技術、畜産品の標準を持つて来て、ただちに日本に当てはめるといふところに矛盾がある。あなたの方はこの省令を出す場合に、この別表で定められたのはみな実施ができると思つておいでになりま

すか。これを実施した場合にどういう影響が起るか、これをまず私の方からあなたの方に伺ひたい。それを説明してください。

○阿曾村説明員 別表の点につきましては、従来すでに実施されておつた面もあるものであります。そのほかに新しく加えられた面におきましては、いろいろと設備等の関係もありますので、今ただちに全面的に実施されることは困難であらうといふことを考えまして、ちよ／＼どの省令に殺菌器に自記寒暖計をとりつけるという條文がありますが、そのとりつける期間が今年の四月十五日までになつておりますので、一応その期間を準備期間といたしまして、諸般の設備の改善を行つてもらうといふことで、その期間を準備期間として運用して参つたのでござい

ます。しかし省令に示されておりましたその自記寒暖計の設備期間、猶予期間といふものも現在では過ぎましたので、従来は運営でやつておりましたものを、やはりその運営に根拠を置くといふので、その運営に根拠を置くために、自記寒暖計をとりつける期日をやむを得ない事情のあるものについて、都道府県の承認を得て、都道府県省事の承認した期間に限つて自記寒暖計をとりつけないうる條文を設けまして、よいといふような條文を設けまして、従来の省令の一部改正をいたして、すでに大臣の決議を得てありますので、この二、三日中には公布になるはずであります。その時期は四月十五日にさかのぼつて行つたといふふうにしたしまして、その自記寒暖計をとりつける時期とにちひ合せて、諸般の不備な、つまり省令に合わないような点で合わせるべきいろいろ／＼な施設を要するものは、その期間内に施設をするといふふうにして、全面的に一定の猶予期間を置きまして、その期間中に改正すべきものは改正していただいて、省令の趣旨に沿つてもらうといふような趣旨で今進んでおるわけでありまして。

○河野(總)委員 政治なり、行政なりには、遠い将来、高い理想というふうなものがあるけれども、これは遠い将来、高い理想を掲げて考へる場合に、これは全然いかぬとは思ひません。しかし今の日本の畜産事情、また乳製品の処理機関の事情、これらの事情から

言つて、まったく一年や二年でこれができるわけはない。一つの例を言へば、「攝氏十八度」云々と書いてある。今日の日本の乳をしばつておる人はどうしておるか、冷却装置も何も持つておらない。われ／＼はこの委員会でも、常に国庫から低利資金を出して、冷蔵装置をつくらして、国がめんどうを見てやらなければならぬといふことを言つておる。これはこれからの問題なのであります。そういうことを言つておる一方に、おいて、同じ政府の内部において、農林省と厚生省とは省は違ふかもしれないけれども、同じ政府の責任のもとにある農林省ではそういうことをやつておる。厚生省ではそんなことはおかまいなしに、かつては攝氏十八度と書いた。夏になつて攝氏十八度以上に温度が上ることはたくさんあるのです。しかもそれが処理機関まで持つて来る間に一時間以内とか何とか書いてあるのです。こういうことができればなら

ば、厚生省の予算でこれから一箇月なら一箇月の間に、冷却装置のその施設整備について、この日本の酪農家に対して、そういうことをやるだけの責任を持ちますか。まずそれを伺ひたいと思ひます。

○山口(正)政府委員 ただいまの農業経済との関係でございますが、それにつきましては、私どもの方でこういう省令を出して、今御指摘の通り、そういう設備をいたしますのには相當の費用がかかりますので、その点につきまして、ただいま御指摘のように、厚生省で予算をとつておかるというふうなお話もございしますが、私どもの方では、ただいまのところでは金融面におきま

ら言つて、まったく一年や二年でこれができるわけはない。一つの例を言へば、「攝氏十八度」云々と書いてある。今日の日本の乳をしばつておる人はどうしておるか、冷却装置も何も持つておらない。われ／＼はこの委員会でも、常に国庫から低利資金を出して、冷蔵装置をつくらして、国がめんどうを見てやらなければならぬといふことを言つておる。これはこれからの問題なのであります。そういうことを言つておる一方に、おいて、同じ政府の内部において、農林省と厚生省とは省は違ふかもしれないけれども、同じ政府の責任のもとにある農林省ではそういうことをやつておる。厚生省ではそんなことはおかまいなしに、かつては攝氏十八度と書いた。夏になつて攝氏十八度以上に温度が上ることはたくさんあるのです。しかもそれが処理機関まで持つて来る間に一時間以内とか何とか書いてあるのです。こういうことができればなら

は、厚生省の予算でこれから一箇月なら一箇月の間に、冷却装置のその施設整備について、この日本の酪農家に対して、そういうことをやるだけの責任を持ちますか。まずそれを伺ひたいと思ひます。

○山口(正)政府委員 ただいまの農業経済との関係でございますが、それにつきましては、私どもの方でこういう省令を出して、今御指摘の通り、そういう設備をいたしますのには相當の費用がかかりますので、その点につきまして、ただいま御指摘のように、厚生省で予算をとつておかるというふうなお話もございしますが、私どもの方では、ただいまのところでは金融面におきま

ら言つて、まったく一年や二年でこれができるわけはない。一つの例を言へば、「攝氏十八度」云々と書いてある。今日の日本の乳をしばつておる人はどうしておるか、冷却装置も何も持つておらない。われ／＼はこの委員会でも、常に国庫から低利資金を出して、冷蔵装置をつくらして、国がめんどうを見てやらなければならぬといふことを言つておる。これはこれからの問題なのであります。そういうことを言つておる一方に、おいて、同じ政府の内部において、農林省と厚生省とは省は違ふかもしれないけれども、同じ政府の責任のもとにある農林省ではそういうことをやつておる。厚生省ではそんなことはおかまいなしに、かつては攝氏十八度と書いた。夏になつて攝氏十八度以上に温度が上ることはたくさんあるのです。しかもそれが処理機関まで持つて来る間に一時間以内とか何とか書いてあるのです。こういうことができればなら

は、厚生省の予算でこれから一箇月なら一箇月の間に、冷却装置のその施設整備について、この日本の酪農家に対して、そういうことをやるだけの責任を持ちますか。まずそれを伺ひたいと思ひます。

○山口(正)政府委員 ただいまの農業経済との関係でございますが、それにつきましては、私どもの方でこういう省令を出して、今御指摘の通り、そういう設備をいたしますのには相當の費用がかかりますので、その点につきまして、ただいま御指摘のように、厚生省で予算をとつておかるというふうなお話もございしますが、私どもの方では、ただいまのところでは金融面におきま

ら言つて、まったく一年や二年でこれができるわけはない。一つの例を言へば、「攝氏十八度」云々と書いてある。今日の日本の乳をしばつておる人はどうしておるか、冷却装置も何も持つておらない。われ／＼はこの委員会でも、常に国庫から低利資金を出して、冷蔵装置をつくらして、国がめんどうを見てやらなければならぬといふことを言つておる。これはこれからの問題なのであります。そういうことを言つておる一方に、おいて、同じ政府の内部において、農林省と厚生省とは省は違ふかもしれないけれども、同じ政府の責任のもとにある農林省ではそういうことをやつておる。厚生省ではそんなことはおかまいなしに、かつては攝氏十八度と書いた。夏になつて攝氏十八度以上に温度が上ることはたくさんあるのです。しかもそれが処理機関まで持つて来る間に一時間以内とか何とか書いてあるのです。こういうことができればなら

は、厚生省の予算でこれから一箇月なら一箇月の間に、冷却装置のその施設整備について、この日本の酪農家に対して、そういうことをやるだけの責任を持ちますか。まずそれを伺ひたいと思ひます。

○山口(正)政府委員 ただいまの農業経済との関係でございますが、それにつきましては、私どもの方でこういう省令を出して、今御指摘の通り、そういう設備をいたしますのには相當の費用がかかりますので、その点につきまして、ただいま御指摘のように、厚生省で予算をとつておかるというふうなお話もございしますが、私どもの方では、ただいまのところでは金融面におきま

ら言つて、まったく一年や二年でこれができるわけはない。一つの例を言へば、「攝氏十八度」云々と書いてある。今日の日本の乳をしばつておる人はどうしておるか、冷却装置も何も持つておらない。われ／＼はこの委員会でも、常に国庫から低利資金を出して、冷蔵装置をつくらして、国がめんどうを見てやらなければならぬといふことを言つておる。これはこれからの問題なのであります。そういうことを言つておる一方に、おいて、同じ政府の内部において、農林省と厚生省とは省は違ふかもしれないけれども、同じ政府の責任のもとにある農林省ではそういうことをやつておる。厚生省ではそんなことはおかまいなしに、かつては攝氏十八度と書いた。夏になつて攝氏十八度以上に温度が上ることはたくさんあるのです。しかもそれが処理機関まで持つて来る間に一時間以内とか何とか書いてあるのです。こういうことができればなら

して、中小企業に融資をしてもらうというのを、大蔵省あるいは銀行方面と折衝いたしまして、この省令に盛り込まれた項目を実施するに必要な経費を融資してもらおうという努力をいたしまして、ある程度それが認められて、実現されつつあるのでございます。私どもといたしましては、この省令に盛り込まれた項目を実施してもらおうには、金融面で相当の支障が来るといふことは、今御指摘のありました通りに考えましたので、一応そういう手を打つて今のところ進んでおるわけであり

○河野(謙)委員 あなたのお話を私はそのままとしますが、そうするとその共同施設、その他金融面から、一切の準備ができるまでこの実施を延期する、こういう意味ですか。

○山口(正)政府委員 実際にこの省令が出たあかつきにおきまして、ただいま御指摘のような点がございまして、実際にやろうと思つても、資金その他の関係でできないという点については、行政の運用上できるだけ早くそこに持つて来てもらおうということで、関係方面とも折衝する、そういう方針で今進んであります。

○河野(謙)委員 そこにはつきりしてもらいたいのですが、その共同施設の万般の資金その他設備の準備ができるまでこれを待つて、この実施を延期する、こういうことですか。そこをはつきりしてください。

○山口(正)政府委員 これは行政上の立場でございますが、省令として出ておりますので、そういうふうにはいたしません。省令の上でやはりそういう措置をとらなければなりませんので、

先ほど阿曾村課長からも申し上げました通り、自記寒暖計については省令を改正する。その他の点につきましては、今いろいろ各方面から御意見も出ておりますので、省令を改正してそういうふうな持つて行きたいというところで、関係方面と折衝いたしております。それで、方針をいたしまして、ただいま御指摘のように、できるだけ今のところ待つておるという方針でございますが、これを法的にはつきりさせますためには省令の上に書かなければなりませんので、自記寒暖計につきましては、すでにその措置が済んだわけでありまして、そのほかの問題につきましても同じ措置をとらなければなりませんので、そういうふうに進むことにいたしております。ただこれは関係方面とも折衝しなければなりませんので……

○河野(謙)委員 それではあなたが万般の準備ができるまで延期するということ御意思であるということ、私ははつきりわかりました。なおこれは重ねて大臣なり、次官から、あらためて御答弁をいただくことにします。

次にこの別表を見ますと、もう一から十まで何が何やらわからない。たとえは一のところには不健康な牛とかやぎとかやぎとかいうことはどういふことですか。この委員会の中で健康な人と不健康な人と区別がつかますか。あなた方はお医者さんで専門家だから区別がつかうかもしれませんが、一体何が何だかわからない。それから分岐の予定日が三十日以内とか五十日以内とか——一体お産をするのは人間と同じです。予定日というものは大体わかり

ますが、三十日になるか、三十五日になるか、二十五日になるか、早産することもあるのです。こういうことで一体何がわからない。一々言えば全部そうです。にういふものを、根本的にもう一べし出発点にもどつて——先ほどお話を伺いましたように、農林省と産者なら産者の代表の声を聞いてない。こういうことでありますから、今省令全般につきまして実施できないのであるし、延期すると同時に、その期間に猶予期間があるのだから、生産者なりまたあなたの方の関係官庁の農林省ともよく相談して、もう一べし再検討する、あなたの方にこういう用意があるかどうか、これを伺いたいと思つて

○山口(正)政府委員 ただいま御指摘の点につきましては、私どもとして御意見よく拜聴いたしまして、農林省、法務府あるいはその他関係方面とよく折衝いたしまして、再検討いたします。

○小笠原委員 先刻河野委員から詳しくお話がありました。御答弁の方が結局これを再検討するとか、やり直すということになつたから、多く尋ねる必要もなくなりました。ただ大事なことは、一体局長はその当時の局長で、課長は、その当時課長としてこの決案に関係した人か、引継ぎを受けて答弁しておるかどうか、そのところがはつきりしないから、はつきりさせてください。

○山口(正)政府委員 当時の局長は前三木公衆衛生局長、課長は当時折衝に当りました阿曾村課長です。

○小笠原委員 それでは課長の方に

も、あなたには引継いだあととして伺うのだが、一体厚生省というものは衛生関係を十分考慮しなければならぬ。そこで日本の食糧関係から考えてみる、これからやはり畜産食糧によつて、アメリカ方式に食糧の向上をはかつて行かなければならない日本の立場である。そこで農林省の方では、乳牛でも何でも大いに増産に努めておる。ところが、あなた方が実行できない法律で押えてしまつて、みなやめてしまつたら一体どうなるか。さつき河野委員が言われたように、アメリカの方は畜産のことに關してはおとななのです。日本はまだ幼稚で子供だ。子供に飲ませる薬とおとなに飲ませる薬とは、おのずから分量が違ふだろう。それなのに、おとなに飲ませる薬を、法律で一回に子供に飲ませて殺してしまうのは、一体どういふわけだ。考

えのないこともはなはだし。こういうことは厚生省あたりでもつとよく考へて、三時間の間に何度まで冷却するとか何とかいふことよりも、少しくらい時間を隔ててもよいから、もつと量が多くなる国民が獲得できるようにした方がよい。衛生にばかり注意して——注意することは必要だが、物には限度がある。そうしてこれほどほとんど生産できないようにして、量的にこれを押えつけるようにした方がよい。その辺の関係をよく考えるのがあなたの立場ではないか。農林省に相談するしないは別としても、その研究すらしないで、アメリカがどうのこうのと、向うの方に押しつけられたことばかりで今日の時代に當つてはいけぬ。かりに五十歩百歩譲つて、そのときはやむを得なかつたとしても、アメリカの事情

も今日ではよほど違ふ。そこでやはり立法はしたが、そのときはそのときの事情であつたが、今日になつて見れば実際これは実行できない。厚生省自体としても実行できないから、今河野委員の言われたように、結論としてはこれを実際に即座するようにやり直さなければいけぬ。こういう結論になつたように思うが、そこにまだ少しあまいところがある。あるが、これを一方また面子問題とか、役所の立場がどうのこうのといふことにひつからめて、こねくりまわして修正とか何とかやらないで、さりとてこれをやり直すといふふうな考へて行くならば、何もわれわれが今日やましく言う必要はないが、これは食糧問題の重大問題だ。また厚生省としても重大なのだ。公衆衛生の面からいつても非常に重大だが、それ自体にこういう欠陥がある。いわんや農林方面の生産に對する関係には重大な影響があつて、実行ができない。またあなたの方でも、実行できない法律を自分から制定して、これをただ見物しておるのではおかしなことである。これをまた強言えば世論がやかましくなり、結局は自分が水をかぶるようなことになる。そういうことになり、やはりあなた方も実行できないといふことになる。これをまたおかしなことになる。そこをさりとて改めるといふのが一番よい方法ではないかといふことであるが、河野委員の方に御答弁されたことには、延期するといふことが一つあつた。第二番目には、あらためてこれをやり直すといふ答弁がありました。そこで特に最後にあなたから聞きたい問題は、ただあなたはここに出席して、方々から

詰め寄られて、いよ／＼やむを得ずそこに至つたような答弁であるか、實際あなたは局長として、責任を持つてこれを関係省にはかつて、省議として一日も早くこれを改めるか。改められる力と決心があなたにあるか、そこをここで明確にしないと、明日大臣なり、政務次官なり責任者を呼んで、あなたと同一の答弁を求めておかないと困るわけだ。しかしこんなことは当然局長におまかせになるだろうから、あなたが責任を持つて、早急にこれの解決をつけるということならば、これでもきまるだろうと思うのだが、一体どうですか、その関係を明らかにしてください。

○山口(正)政府委員 ただいま御指摘になりました、国民の食糧と栄養と衛生という問題の關係は、御指摘の通りでございます。私どももいたしましては、食品衛生——食品による直接、間接の被害を防止するという観点から、こういう省令を一応制定したのでございますが、しかしこの中には、細菌数のように、やはり絶対的に守つて行かなければ国民に直接被害を及ぼすというものもございます。あるいは間接的な部分もござります。その点につきましては、先ほど申し上げましたように、即刻これを実施いたすことについて、いろいろ再検討しなければならぬ点があることは御指摘の通りで、これは私就任後も、各方面からたび／＼の御意見を伺つておりますので、先ほどこの席で河野委員にもお答えを申し上げました通りに、至急に關係の方々と御相談をいたしまして、改めるべきものは改めて表きたいと考えております。

○小笠原委員 その当時の關係の課長にちよつと伺いたしたいのだが、ぼくはこれは將來の參考にいたしたいと思うのだ。さつきの御答弁によると、時間的にどうのこうのと、あるいは向うから突きつけられたような簡條書によつて、毎日折衝した云々というふうなお話もございましたが、一体この方の担当の課長さんという方は、何か衛生關係の技術的なお方ですか。一体どういふ方面の方なのか、ひとつ局長さんからお知らせを願いたい。

○山口(正)政府委員 阿曾村課長は獸医の専門家でござります。

○小笠原委員 獸医の専門家ならば、ぼくはこのやり方には実に驚くのだ。獸医の専門家ならば相當の経験があるだろう。こんなへまなことをやつて、あんなものを向うから押しつけられて、その辺にたくさん余つていて學者だなんていう連中をひつづけつて来て、ちよつと聞いて反対されたが、それでも向うに屈服しなければならぬというところ、日本の事情に合致しないものに屈服するいうようなことは、農林省ともよく相談しなければならぬ。その他のほんとうの權威者と、ほんとうにこれを実施する農家、生産者との間の事情をよく調べないで、向うが直接事情を調べたとかどうとかいうようなことで、こんなうかつな法案を出すことになつては、將來どうかと思うのであります。商売人でなければ、しろうとならばやることもあるのだが、そこをちゃんとわかつておる獸医がこんなことをやつておつて、百姓はどうかして実行ができるか。できるかできないか、わかりそうなものじゃないか。それをまたそのまゝやつてしまつて、百姓におつかふせて来て、実行ができないというところと大騒ぎをしている。予算がどうのこうのとどういふ騒ぎをしているかわかつておりますか。きよ／＼の答弁を聞いてみると、大分うろたえておられるようだから、たいいていおわかちの上で御出席のこととお察し申し上げるけれども、とにかく事が起きてからこいういふ騒ぎをしないように、こいうことは前もつて相當準備をしなければ、あなたの専門的な立場としては、どうもはなはだ欠陥があるように思われるのだが、これからその点は十分御注意なすつて下さい。

○山口(正)政府委員 ただいまいろいろおしかりをこうむりまして恐縮でございます。先ほどから申し上げました通り、當時いろいろ事情がありました。おしかりを受けるようなことに相なつたのでござりますが、いろいろ御意見を伺つてもおりますので、先ほど申し上げましたように、至急各方面と折衝して、改むべきには改めて行きたいと考えております。

○遠藤委員 今までの議論で大体盡きておると思いますが、私はただ一点だけ、少しはつきりさせておかなければならぬと思つております。先ほど來の御説明によりますと、GHQから非常に強く要望されたというのを言つておられますが、GHQはしばしばいろいろなことを要望するのです。そして日本の政府の役人が、GHQの要望と称してそれに便乗する場合が非常に多い。この場合はまさにその便乗だと私は思ふ。それはなぜかといふと、ほとんどGHQの要望といふものはダイレクティブの形で出ておるはずだが、この問題について、ダイレクティブが出ておるかどうか。もし出しておるとすれば、ひとつそれを見せたいだきたい。

○山口(正)政府委員 この問題につきまして、正式のメモランダムは出ておりません。先ほど課長からも申し上げましたように、いろいろ項目について簡條書にして向うから手交されておりましたが、私どももいたしましては、當時決して便乗するといふふうな氣持でやつたものではございません。

○遠藤委員 今私がダイレクティブが出ているかどうかといふことを伺ひましたところ、こゝろが、メモランダムも出ておらない、こゝろが、御答弁です。メモランダムとダイレクティブとは非常に大きな差があるわけでありまして。メモランダムさえも出ておらないようなGHQの要望を、關係者との間の相談もなくしてやつて来たといふことは、どうして厚生省としては得たりかしこしとして、これに便乗したと思ふ以外に私はないと思ふ。メモランダムが出ても、日本の事情に合わない場合は、がんばつて、これではだめですと言へば、GHQはそれと云つてよく理解してくる。なぜそれをやらなかつたか。今御承知のように、二百万の畜産農家といふものは非常に苦しんでおります。事実問題としてできやしない。できもしないことを、わかりもしないでいきなり省令を出す、まことに行政としてはこれほど無責任な行政はないと思ふ。それに對して厚生省が、もうてんとして全然生産者の意向をくまないような態度をとつておることに對して、はなはだ私どもは不満であります。今河野委員や小笠原委員から、用意ができるまで待つてという意見がある。

○山口(正)政府委員 今私がダイレクティブが出ているかどうかといふことを伺ひましたところ、こゝろが、メモランダムも出ておらない、こゝろが、御答弁です。メモランダムとダイレクティブとは非常に大きな差があるわけでありまして。メモランダムさえも出ておらないようなGHQの要望を、關係者との間の相談もなくしてやつて来たといふことは、どうして厚生省としては得たりかしこしとして、これに便乗したと思ふ以外に私はないと思ふ。メモランダムが出ても、日本の事情に合わない場合は、がんばつて、これではだめですと言へば、GHQはそれと云つてよく理解してくる。なぜそれをやらなかつたか。今御承知のように、二百万の畜産農家といふものは非常に苦しんでおります。事実問題としてできやしない。できもしないことを、わかりもしないでいきなり省令を出す、まことに行政としてはこれほど無責任な行政はないと思ふ。それに對して厚生省が、もうてんとして全然生産者の意向をくまないような態度をとつておることに對して、はなはだ私どもは不満であります。今河野委員や小笠原委員から、用意ができるまで待つてという意見がある。

○山口(正)政府委員 今私がダイレクティブが出ているかどうかといふことを伺ひましたところ、こゝろが、メモランダムも出ておらない、こゝろが、御答弁です。メモランダムとダイレクティブとは非常に大きな差があるわけでありまして。メモランダムさえも出ておらないようなGHQの要望を、關係者との間の相談もなくしてやつて来たといふことは、どうして厚生省としては得たりかしこしとして、これに便乗したと思ふ以外に私はないと思ふ。メモランダムが出ても、日本の事情に合わない場合は、がんばつて、これではだめですと言へば、GHQはそれと云つてよく理解してくる。なぜそれをやらなかつたか。今御承知のように、二百万の畜産農家といふものは非常に苦しんでおります。事実問題としてできやしない。できもしないことを、わかりもしないでいきなり省令を出す、まことに行政としてはこれほど無責任な行政はないと思ふ。それに對して厚生省が、もうてんとして全然生産者の意向をくまないような態度をとつておることに對して、はなはだ私どもは不満であります。今河野委員や小笠原委員から、用意ができるまで待つてという意見がある。

○山口(正)政府委員 この問題につきまして、正式のメモランダムは出ておりません。先ほど課長からも申し上げましたように、いろいろ項目について簡條書にして向うから手交されておりましたが、私どももいたしましては、當時決して便乗するといふふうな氣持でやつたものではございません。

○遠藤委員 今私がダイレクティブが出ているかどうかといふことを伺ひましたところ、こゝろが、メモランダムも出ておらない、こゝろが、御答弁です。メモランダムとダイレクティブとは非常に大きな差があるわけでありまして。メモランダムさえも出ておらないようなGHQの要望を、關係者との間の相談もなくしてやつて来たといふことは、どうして厚生省としては得たりかしこしとして、これに便乗したと思ふ以外に私はないと思ふ。メモランダムが出ても、日本の事情に合わない場合は、がんばつて、これではだめですと言へば、GHQはそれと云つてよく理解してくる。なぜそれをやらなかつたか。今御承知のように、二百万の畜産農家といふものは非常に苦しんでおります。事実問題としてできやしない。できもしないことを、わかりもしないでいきなり省令を出す、まことに行政としてはこれほど無責任な行政はないと思ふ。それに對して厚生省が、もうてんとして全然生産者の意向をくまないような態度をとつておることに對して、はなはだ私どもは不満であります。今河野委員や小笠原委員から、用意ができるまで待つてという意見がある。

○山口(正)政府委員 今私がダイレクティブが出ているかどうかといふことを伺ひましたところ、こゝろが、メモランダムも出ておらない、こゝろが、御答弁です。メモランダムとダイレクティブとは非常に大きな差があるわけでありまして。メモランダムさえも出ておらないようなGHQの要望を、關係者との間の相談もなくしてやつて来たといふことは、どうして厚生省としては得たりかしこしとして、これに便乗したと思ふ以外に私はないと思ふ。メモランダムが出ても、日本の事情に合わない場合は、がんばつて、これではだめですと言へば、GHQはそれと云つてよく理解してくる。なぜそれをやらなかつたか。今御承知のように、二百万の畜産農家といふものは非常に苦しんでおります。事実問題としてできやしない。できもしないことを、わかりもしないでいきなり省令を出す、まことに行政としてはこれほど無責任な行政はないと思ふ。それに對して厚生省が、もうてんとして全然生産者の意向をくまないような態度をとつておることに對して、はなはだ私どもは不満であります。今河野委員や小笠原委員から、用意ができるまで待つてという意見がある。

○山口(正)政府委員 今私がダイレクティブが出ているかどうかといふことを伺ひましたところ、こゝろが、メモランダムも出ておらない、こゝろが、御答弁です。メモランダムとダイレクティブとは非常に大きな差があるわけでありまして。メモランダムさえも出ておらないようなGHQの要望を、關係者との間の相談もなくしてやつて来たといふことは、どうして厚生省としては得たりかしこしとして、これに便乗したと思ふ以外に私はないと思ふ。メモランダムが出ても、日本の事情に合わない場合は、がんばつて、これではだめですと言へば、GHQはそれと云つてよく理解してくる。なぜそれをやらなかつたか。今御承知のように、二百万の畜産農家といふものは非常に苦しんでおります。事実問題としてできやしない。できもしないことを、わかりもしないでいきなり省令を出す、まことに行政としてはこれほど無責任な行政はないと思ふ。それに對して厚生省が、もうてんとして全然生産者の意向をくまないような態度をとつておることに對して、はなはだ私どもは不満であります。今河野委員や小笠原委員から、用意ができるまで待つてという意見がある。

○山口(正)政府委員 今私がダイレクティブが出ているかどうかといふことを伺ひましたところ、こゝろが、メモランダムも出ておらない、こゝろが、御答弁です。メモランダムとダイレクティブとは非常に大きな差があるわけでありまして。メモランダムさえも出ておらないようなGHQの要望を、關係者との間の相談もなくしてやつて来たといふことは、どうして厚生省としては得たりかしこしとして、これに便乗したと思ふ以外に私はないと思ふ。メモランダムが出ても、日本の事情に合わない場合は、がんばつて、これではだめですと言へば、GHQはそれと云つてよく理解してくる。なぜそれをやらなかつたか。今御承知のように、二百万の畜産農家といふものは非常に苦しんでおります。事実問題としてできやしない。できもしないことを、わかりもしないでいきなり省令を出す、まことに行政としてはこれほど無責任な行政はないと思ふ。それに對して厚生省が、もうてんとして全然生産者の意向をくまないような態度をとつておることに對して、はなはだ私どもは不満であります。今河野委員や小笠原委員から、用意ができるまで待つてという意見がある。

○山口(正)政府委員 今私がダイレクティブが出ているかどうかといふことを伺ひましたところ、こゝろが、メモランダムも出ておらない、こゝろが、御答弁です。メモランダムとダイレクティブとは非常に大きな差があるわけでありまして。メモランダムさえも出ておらないようなGHQの要望を、關係者との間の相談もなくしてやつて来たといふことは、どうして厚生省としては得たりかしこしとして、これに便乗したと思ふ以外に私はないと思ふ。メモランダムが出ても、日本の事情に合わない場合は、がんばつて、これではだめですと言へば、GHQはそれと云つてよく理解してくる。なぜそれをやらなかつたか。今御承知のように、二百万の畜産農家といふものは非常に苦しんでおります。事実問題としてできやしない。できもしないことを、わかりもしないでいきなり省令を出す、まことに行政としてはこれほど無責任な行政はないと思ふ。それに對して厚生省が、もうてんとして全然生産者の意向をくまないような態度をとつておることに對して、はなはだ私どもは不満であります。今河野委員や小笠原委員から、用意ができるまで待つてという意見がある。

す。この点から考えまして、どうしてこの点にはつきりしないところが、現在まだ残っていると思う。これは少くとも畜産関係の方々がその管理をやる以上、日本の農業経済、養畜農民の経済復興に寄与するものでなければならぬ。国民の師表である官吏としては、この点に当然責任を負わなければならぬと思う。そういう意味から考えまして、この問題は、この際、連絡しないで、このように失敗を招いたと思ひますので、厚生省の養畜行政はすべからず主官局に併合して、少くとも畜産のほんとうにすつきりした一本の姿で、全国の畜産農民のために、ずつと推し進めて行くことがよろしいと思う。この際厚生次官は見えておりませんが、農林次官がおいでになりますから、この点について政府との折衝、つまり厚生省との折衝によつて、そういう考えを農林次官は持つておられるかどうか、この点についてお尋ねします。

○島村政府委員 私共は、この問題をこゝへ出しまして初めて聞いたようなわけでありまして、皆さんと同様に選挙に没頭してありまして、その期間の緊ぎを突は不勉強で、十分承つていないのでございます。しかしだいたい承りますと、これは非常な大きな問題だと考えます。かつまた原田委員のお話の点は、従来の経緯から見ますと、いつもトラブルが起きて、われ／＼も当時ある事情でこういう問題に關係したことがありますが、義憤を感じておつたような場合もあり得るのであります。御趣旨に沿うようにひとつ研究を進めまして、善処いたしたいと思ひます。

○原田委員 今次官の答弁でやや安心をいたしました。まだ不十分だと思ひます。これはぜひそういう線に持つて行くように御努力をお願いしたいと考えます。

次にいろいろこの問題が起つておりますが、これは内容について一々申し上げることはもう盡されておりますので、申し上げませんが、結局角をためて牛を殺すような法律であることが事実問題であります。なおこの別表の問題で河野委員からお尋ねがあつたのでありますが、どうせ一応省令で定められた以上は、実行するに間違いないと思ひます。先ほど取消しというお話もあつたが、どうも不安定である。どうせ何かの形で現われて来るに違いないと思ひます。

この際私は専門的に一、二部分的に伺つておきたいと思ひます。従来分娩前の期日というものはあまりなかつたのであります。分娩後の搾乳というものは市販に供さなかつたのであります。今度新しく、予定日はつきりしないにかかわらず、三十日前からいけないというようなことを専門家がつけることは、私はけしからぬと思ひます。しかもこの法の内容をよく検討してみますと、養畜農民のためでなくて、むしろこれは練乳会社のひいきをしていたもののように考えられます。こんなできないことを押しつけてやつて、そして理想的にやられても、市乳には特別牛乳と普通牛乳とある、その当時でさえ、別に衛生上故障はなかつた。ただ最近ビタミンがどうかとかいう科学的なものにとらわれて、養畜農民の苦しみを織り込んでいない。こういうところに非常な矛盾がある。だからこういう規則をつくるのに、専門的に考えられて、アメリカ式にやられることは、ま

だ日本には早いと思ひます。この点は、少くともこの三十日というものは、これを十日か二週間以内というようにすることに、専門的に改められるべきものだと考えます。

なおまた、この夏の攝氏の十八度の温度であります。この温度をずつと繰返して、始終モーターでやつているといけません。もしこれが高まると酸度が高まつて来ることになる。これは技術的に皆知つておられるはずなので、氷を使つて冷却する――そんなむちやなことをさせることは法外である。そういうできないことを法律で定めることは、けしからぬと思ひます。この点もぜひ改めてもらいたいと思ひます。

なおおかしなことは、乳幼児に使うところの衛生乳は、昔から病人と乳幼児用であつた。ところが健康体の者が飲むのがだん／＼ふえていく。ただ病人なり乳幼児のみをねらつたこの法の制定は、まことに不完全である。少くとも酪農の仕事というものは、一般国民の食糧に肩がわりしてこれを消費することが生産意欲を高める一つの原因にもなるし、また販路の一助にもなる。これを小さいところに局限して縛ると、生産者は悲鳴をあげる。こういうことでは、乳牛の奨励は、規則だけはアメリカ式であつて、飲むものはアメリカ式でないことになるわけでありまして、この点をぜひ当局は意を注がれて、少くともこの問題を解決してもらわなければならぬ。なおかつ攝氏七十五度以上で十五分間加熱殺菌するといふことが書いてある。これも技術上非常に困難な問題で、機械を備えれば問題外であるが、農村に機械を買う金がないのにこういうものをしてやる

ということとは、この際どうかと思ひます。この点について改正する意思があるかどうか、一応専門的に御尋ねをしておきたい。

○阿曾村説明員 ただいま御指摘の点につきましては、たとえば十八度の温度あるいは分娩予定日前三十日までというふうなきめ方に対しては、常に研究をいたしておりますので、こういうような点、たとえば分娩予定日前三十日にしたというようなことは、御承知のように、ある程度初乳と同じようなものが出て来る。御指摘のように、日にちが三十日であつたといふことは、あるいは長過ぎておるかもしれない。これは一応十五日が最低限度であるといふことが大体出ておりますので、結局一番衛生的な最低限度のプラスの面をとりまして、それで一応あれは三十日ということにきまつております。そういう技術面については、再検討いたしました。改むべきものは改めたいといふふうなことはすでに考えておりますが、先ほど局長から御説明申し上げたように、やはり全般的に再検討いたしました。すつきりしたものにしたいといふことを考えております。

○千葉委員 今日はこの程度で散会いたします。次会は公報をもつてお知らせいたします。

午後零時五分散会

昭和二十六年五月二十三日印刷

昭和二十六年五月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所